



請願第6-2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

議会議長 大関 久義 様

2024年8月20日

紹介議員氏名

飯田 正憲 印
小 藺 江 一 三 川 村 和 夫
内 柳 克 之
石 崎 勝 之
石 井 栄

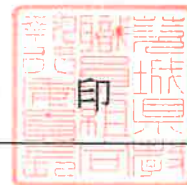
団体名 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F

TEL 029 (301) 0221

請願代表者 茨城県教職員組合 執行委員長

氏 名 井 坂 功 一



ほか

319

名

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための

政府予算に係る意見書採択を求める請願

請 願 趣 旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請 願 事 項

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、政府への意見書の提出を求めます。

名 前	住 所

取扱団体 茨城県教職員組合
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-46
Tel 029-301-0221